

ご家族（たとえば奥様）に、短期間、松下グループに勤務し退職された方はいませんか？

<代行返上前に退職した基金加入期間が短期間の方は企業年金連合会へ移換>

代行返上前に 60 歳未満で退職された方のうち、基金加入期間が短期間の方（【表 2】に該当する方）は、代行部分の支払いに必要な資金を、退職時に連合会（※）へ移換しました。そのため、代行部分の年金支給は、連合会から行われます。したがって、代行部分の年金を受け取るためには、連合会への年金請求手続きが必要です。

※ 連合会… 旧「厚生年金基金連合会」。2005 年（H17）10 月より「企業年金連合会」に改称

【表 2】連合会移換者の基金加入期間

旧厚生年金 基金名称	基金設立日	連合会移換者の基金加入期間	
		10 年（120 カ月）未満	15 年（180 カ月）未満
松下電器	S 53. 6. 1	H 3. 3. 30 以前 退職者	H3. 3. 31～H14. 6. 11 の退職者
松下電器貿易	S 53. 9. 1	S63. 3. 30 以前 退職者	—
松下寿	S 54. 6. 1	H 3. 3. 30 以前 退職者	H3. 3. 31～H14. 6. 11 の退職者
九州松下電器	S 54. 10. 1	H14. 7. 23 以前 退職者	—
松下精工	S 55. 1. 1	H14. 7. 23 以前 退職者	—
松下冷機	S 43. 10. 1	H14. 6. 23 以前 退職者	—
松下電工	S 53. 6. 1	H14. 12. 14 以前 退職者	—

<基金加入期間の考え方>

●退職日が月末日の場合

入社月 又は 基金設立(加入)月のいずれか遅い月から退職月までの期間

●退職日が月末日以外の場合

入社月 又は 基金設立(加入)月のいずれか遅い月から退職月の前月までの期間

<企業年金連合会からのお願い>

連合会へ代行部分の年金支給事務を移換した方については、将来、連合会から年金が支払われます。

年金受給開始年齢が近づくと、連合会より、年金請求の案内が送付されます。しかし、退職当時の住所に送付されるため、その後のご結婚、転居等により、あて先不明となり、案内書が届けられないケースが増加しています。連合会では、テレビ、新聞等で案内をしていますが、ご自身も、連合会から年金が受け取れることを認識されていないケースが多いようです。

年金は手続きを行うことにより、受け取ることが出来ます。

ご家族、お知り合いの方で、連合会へ年金の支払い事務を移換されていると思われる方がいらっしゃいましたら、連合会から年金が受取れることをお伝えください。

お問合せ 又は 住所変更等がございましたら、連合会へご連絡をお願いします。

●企業年金連合会

〒105-0011 東京都港区芝公園 2-4-1 芝パークビルB館 10・11 階

企業年金コールセンター 0570-02-2666（PHS・IP電話からは、03-5777-2666）

ホームページアドレス http://www.pfa.or.jp/user_korekara/index.html